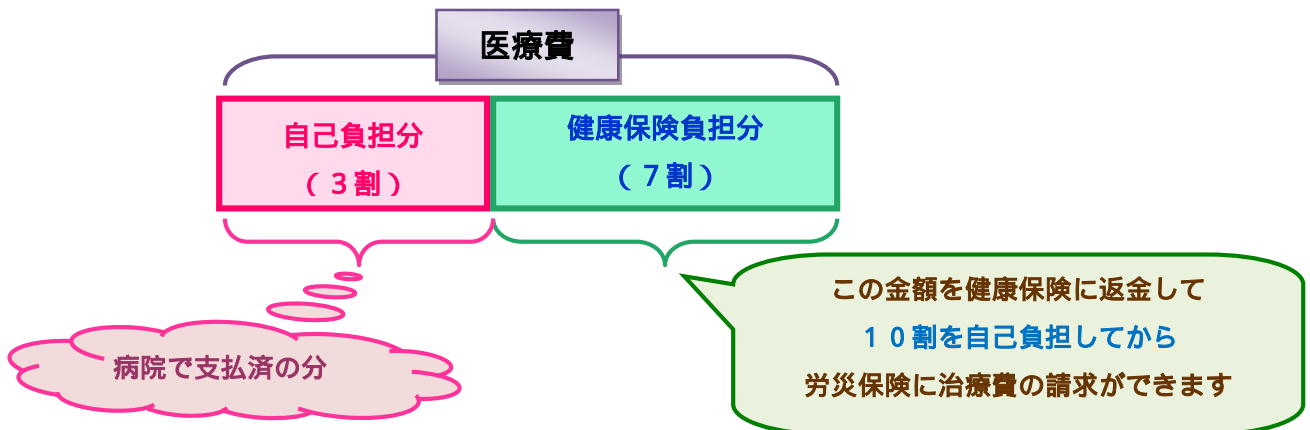


## 健康保険から労災保険への切替手続き方法について



労災保険に治療費の請求をするためには  
次の ~ の順番に手続きをしてください

ご本人の加入している健康保険組合（国民健康保険の場合は市区役所）へ  
いつ（受診した日）  
どこの病院・薬局に  
何のケガ（または病気）  
について労災扱いにする旨を連絡します。

連絡を受けた健康保険組合（国民健康保険の場合は市区役所）から、  
健康保険（または国民健康保険）が支払していた7割分についての返還請求がある  
ので、送付された振込用紙で支払いをします。  
振込用紙と同時に厳封された診療報酬明細書（レセプト）が送付されるので、  
絶対に開封をしないで監督署へ提出します。

\*この時点でようやく、すでに病院・薬局に支払いした3割分と、  
健保（国保）に返還した7割分で合計10割分を全額自己負担した状態になります。

ご本人の会社の管轄労働基準監督署へ、  
様式第7号（通勤災害の場合は様式第16号の5（1））  
病院の3割分の領収書（紛失した場合は紛失届）  
健保（国保）に返還した7割分の領収書  
健保（国保）から送付された診療報酬明細書（レセプト）  
以上の4点をそろえて、提出します。

手続きについて何かご不明な点がございましたら、労働基準監督署あてにお問い合わせください。